

◇番号：201907

◇研究機関名	情報・システム研究機構	◇不正の種別	旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求
◇不正が行われた年度	平成 25～30 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 12 月 9 日
◇不正に支出された研究費の額	1,324,120 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

国立極地研究所教員（以下、「当該教員」という。）の出張書類を処理する過程において、航空機使用にかかる証憑書類（領収書及び搭乗券）に疑義を抱いた事務職員が、上司に報告したことから発覚し、情報・システム研究機構に申立書が提出された。

**【調査に至った経緯等】**

情報・システム研究機構公的研究費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき予備調査を行った結果、証憑書類（領収書及び搭乗券）の偽造による旅費の不正受給が行われた可能性が高いことが確認されたため、規程第 16 条第 6 項に基づき本調査委員会を設置し、本調査を実施した。

◇調査

**【調査体制】**

本調査委員会（機構内委員 3 名、機構外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施。

**【調査内容】**

・調査期間

令和元年 5 月 17 日～令和元年 11 月 8 日

・調査対象者

- ア 当該教員
- イ 国立極地研究所の教員、研究員

・調査対象経費

公的研究費（機構が扱う全ての研究資金）

ア 当該教員が関与した全ての経費（平成 24 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

※文書保存年限の 7 年間を対象とする。なお、採用前に当該教員に支出された経費を含む。

イ 国立極地研究所の教員、研究員が執行した航空機使用に係る旅費（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

・調査方法

書面調査（書面による事実確認等）

当該教員へのヒアリング

当該教員の出張先に対して電話又は電子メールにて確認

航空会社・旅行代理店に対して訪問又は電話にて調査

◇調査結果

**【不正の種別】**

旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求

**【不正の具体的な内容】**

## ・ 動機、背景

当該教員は、不正を行った動機、背景については、「フレキシブルにかつ必要な際にすぐに使える費用を確保しておきたかったため、野外調査前や野外訪問先においての調査用具・実験用具の調達、他の出張、書籍の購入に使用する目的であった。」と説明したが、確認作業時に提出された資料を確認したところ上記目的に使用されたことは確認できなかった。

また、これらの不正については、「他の誰かから教わったものではなく、自らの考えによるものである。」と説明した。

なお、当該教員は事実確認作業の途中で体調不良となったため、調査結果を踏まえた聴取は行うことができず、動機、背景の解明には至らなかった。

## ・ 手法

PDFの編集ソフトとWeb上で発行される領収書のダウンロードフォームを利用して、領収書金額欄を改ざんしたり虚偽の請求を行ったりして差額分を不正に受給した。

## ア 旅費の水増し請求、カラ出張

## 〔国内旅費〕

- ・ 航空賃及び宿泊に係る証憑書類（領収書、搭乗証明書又は復命書）の偽造等による水増し請求  
特典航空券使用時の領収書の偽造、割引運賃航空券の領収書の偽造、搭乗証明書の偽造、復命書の虚偽報告

- ・ 復命書の虚偽報告によるカラ出張

## 〔外国旅費〕

- ・ 航空賃に係る証憑書類（領収書、eチケットレシート又はクレジットカード利用明細書）の偽造による水増し請求

## イ 学会参加費の水増し請求

- ・ 学会参加費に係る証憑書類（クレジットカード利用明細書等）の偽造による水増し請求

## ウ 通信費の架空請求

- ・ 通信費に係る証憑書類（クレジットカード利用明細書及び請求書）の偽造による架空請求

## ・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	946,689円	平成27～30年度	1人
補助金	105,254円	平成26～30年度	1人
自己収入	259,277円	平成25～28年度	1人
寄付金	12,900円	平成30年度	1人
計	1,324,120円		(実人数 <sup>※</sup> )

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

## ・ 私的流用の有無

当該教員は、不正に受給していた金銭と給与等生活費を同じ預金口座で管理しており、当該口座から支出されたものについては、その財源が不正に受領したものによるものなのか、私費によるものか

判別できない状況であった。預金口座を確認したが、不正に支出された競争的資金等を使用した事実及びその用途を確認することはできず、私的流用があると結論付けることはできなかった。

#### 【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

国内の航空券に係る不正については、当該教員から提出された証憑書類（航空賃の領収書及び搭乗券等）を精査した上で事実確認作業を行い、当該教員は証憑書類の偽造による水増し請求を認めた。

その後判明した外国の航空券等に係る不正について、当該教員は調査中に提出を求めた資料を偽造して調査を妨害し遅延させたこと、体調不良になったこともあり、事実確認作業は困難に陥った。

提出された銀行口座の入出金明細及びクレジットカード会社が発行した正規のものとして当該教員から提出のあったクレジットカード利用明細書の確認、出張先への照会等を実施することにより、国内の航空券に係る不正を含め、合計43件：1,324,120円（旅費の水増し請求27件：1,164,812円、カラ出張9件：72,825円、学会参加費の水増し請求4件：64,562円、通信費の架空請求3件：21,921円）の不正使用があったものと判断した。

#### ◇不正の発生要因と再発防止策

##### 【発生要因】

当該教員においては研究費に対するコンプライアンス意識が十分でなかったことが、今回の不正発生の主な要因である。

また、航空券を使用した国内旅費について、領収書及び搭乗券（又は搭乗証明書）により搭乗の事実や金額を確認することとなっているが、「運賃種別」と「運賃種別コード」の確認は含まれていなかった。

なお、本事案は会計処理を欺く証憑書類（領収書及びクレジットカード利用明細書等）の偽造という不正行為が手法となっており、事務方としても想定外であったことから、見抜くことは困難であった。

##### 【再発防止策】

###### （1）公的研究費を含む公的資金に関する教職員の理解と遵守意識の強化

公的資金の性質を理解し、適切に活用するためのルールの理解と遵守意識の強化を図るために、本事案を毎年度、研修の教材として繰り返し取り上げ、実効性のある研修等を継続的に行う。

###### （2）事務職員への研修

本事案で得られたノウハウ（教職員から提出される書類の確認方法）を事務職員で共有し、今後の業務に生かすための研修を行う。

###### （3）公的資金を適切に執行するための管理体制の整備・強化

###### ①旅費支給事務における航空機使用の搭乗券等の確認の強化《平成31年4月から実施済》

各航空会社による航空機を使用した際の領収書の「運賃」欄に記載されている「運賃種別」と、搭乗券や搭乗案内に記載されている「運賃種別コード」を複数名で突合することにより、航空賃の確認を行う。

###### ②監査の強化

内部監査における抽出率を拡充する。また、事実確認のため用務先へ旅費支給の有無や出張の事実について定期的に確認し、関連業者（旅行代理店等）からの聴取も行き、教職員に対して牽制となる監査を実施する。

###### （4）出張報告の明確化

令和元年度中に、出張終了時に提出する復命書の記載内容について面会者、面会者の連絡先、同行者、同行者の連絡先、宿泊先の所在地及び電話番号を新たに設け、記載を義務付ける。

#### ◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分

情報・システム研究機構職員就業規則第 42 条に基づき、令和元年 12 月 25 日に、当該教員を懲戒解雇処分とした。

- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

使用停止を命じたうえで、廃止手続きを進めている。

- ・本件の公表状況

令和元年 12 月 25 日 情報・システム研究機構ホームページに公表（氏名公表あり）